



二〇〇〇年、日本では、新しい再建型倒産手続法である民事再生法が施行された。

民事再生手続の前身である和議手続は、履行確保の手段がないに等しく、単に債権者からの追求を一時にかわすために用いられると批判され、機能不全に陥っていた。大雑把に言えば、和議という再建手続に協力した債権者(正直者)が、和議条件という再建計画を履行しない不真面目な債権者に騙されて馬鹿をみることが多かったため、誰も和議手続を信用しなくなり、その結果、これに同意する債権者がいなくなつて、和議手続は利用されなくなつた

のであった。

これに対し、民事再生法は、和議手続に代わる新たな再建型の倒産手続を用意した。この民事再生法に基づき再建手続は、債権者が業務遂行および財産の管理処分を原則として継続しつつ、債権者の法定多数の同意により可決された再建計画に基づいて、事業や経済生活の再生を図る手続である。民事再生手続の実務においては、関係者の努力によつて、和議とは異なり、経営責任を明確にし、あるいは、再生計画の履行に充分留意する債権者が増加しているという。

ところで、民事再生法の施行が思ひの雨のように感じられたことが思ひ出される。当時の会社更生法の窓口運用(特に東京地裁での運用)はたいへん厳しく、会社再建の見込み(更生の見込み)について資金繰りを含め相当詳細に裁判所に示し、裁判官の理解を得ることが要求されていた。この当時、名古屋地裁に会社更生申立ての事前相談をしたとき「ここは名古屋だから東京みたいに厳しく資金繰りをチェックすることはない」と指摘されてビックリした。スポンサーの見通しはあつたが資金

民事再生の時代

繰りの計画性に一抹の不安を感じていた私には、にこやかに話される裁判官の顔が「地獄で仏」の仏様のお顔に見えたくらいであった。さらに、東京では、主要債権者との間で資金繰りを十分整えて窓口規制をクリアできる程であれば、かえつて裁判所の手続は煩瑣であり、裁判所の門を出て、私的再建の道を歩んでいった事例もあつた。いわば、開かずの扉(会社更生)の前で、債権者債務者が真剣にギリギリの議論をし、私的再建計画がまとまつてしまつたのだ。しかし、会社再建手続の不備(使い勝手の悪さ)は、バブル処理の加速が予測された当時、大きな制度的欠陥と考えられていた。民事再生法の施行が恵みの雨と感じられた所以である。なお、会社更生法も見直され、平成一四(二〇〇二)年改正がなされている。ちなみに、手続開始要件は、上記「更生の見込み」という経営的判断に代えて、「更生計画案の作成又は可決の見込み」という手続的要件とされた。

村松謙一『倒産阻止』(東洋経済新報社、二〇〇二年一月)は次のように指摘する。
「いま、人は、お金の動かされてい

る。債権者は、回収を急ぐあまり、人を傷つけている。人を傷つけるために仕事をし、生きていこうというのか。それではあまりに悲しくはないか。債権者は、借金のために人生を、そして命をむしばんでいる。愚かだとは思わないか。お金は、本来人生を豊かにすべきものだ。しかし、いまはその逆を行っている。債権者も債務者も皆、賢明であるはずなのに、人を傷つけ、人生を恨み、死に陥れるような回収のしかた以外の方法をなぜ考えないのだろうか。民事再生でも、私的再建でも、はたまた破産でも、『生』を有意義にする処理のしかたは必ずあるはずだから。」(二五七頁)

本書にはこれまであまり語られることのなかつた倒産、債権回収現場の生々しい姿が描かれている。しかも、読者は知る。著者自身が悲愴から再生し、「世に残す価値のある企業であれば、あらゆる再建の手法を駆使して生き残らせてみよう」と力強く決意を新たにしたこと。病理現象を知ることによつて、生理現象がよくわかるということもある。本書は、真の経営とは何かを再考する機縁ともなるだろう。